

街路灯を設置される皆さんへ

※補助金交付制度のあらまし※

美唄市都市整備部都市整備課施設管理係

1 この制度の目的

美唄市では夜間の交通安全、または防犯に対し、街並みの美観を整えるために居住地区に街路灯を設置される団体・市民の皆さんに【設置費】と【維持費】の補助金を交付しています。

なお、この制度を維持するため、北海道電力㈱をはじめ設備工事を請け負う業者の皆さんにご協力をいただいております。

2 設置する照明器具の基準

金属、若しくは鉄筋コンクリート製の灯柱または市長が特に認めた電柱に取付けるもので、交通安全・防犯・街の美観を損なわないものとします。

3 補助基準と交付金額

(1) 補助対象となる「設置費」とは

- ① 街路灯の価格
- ② 同取付帯の価格
- ③ 消耗品費
- ④ 労務費
- ⑤ 諸経費 《 ①～④に要したもの 》

の合計金額(費用)を「1基あたり」とし、この1/2以内

(LEDについては7/10以内)を補助交付金額としています。

(2) 補助交付金額の上限は

①	LED(蛍光灯20W相当)	31,000円
②	(蛍光灯40W相当)	41,000円
③	(水銀灯100W相当)	64,000円
④	(水銀灯200W相当)	86,000円
⑤	(水銀灯250W相当)	86,000円
⑥	ナトリウム灯(40W)	24,000円
⑦	(70W)	36,000円
⑧	(110W)	60,000円

とします。

(3) なお、つぎの費用は補助対象の「設置費」の算定には入りません。

- ① 街路灯までの配線
- ② 自動点滅器
- ③ 設置する団体・市民の皆さんが負担する灯柱費と設置に伴う費用

4 補助金の交付を受けるための手続き

市の担当係から事前に説明を受け、次の書類を提出してください。

- ・申請時提出書類
 - ① 街路灯設置費補助金交付申請書
 - ② 位置図（街路灯設置箇所を示したもの）
 - ③ 見積書（設置工事を行なう業者からの見積書）
 - （申請書提出後、許可が下りてから工事に着工してください。）
- ・事業完了前に補助金の交付を受けたい場合の提出書類
 - ① 街路灯設置費補助金概算払請求書
- ・工事完了後提出書類（工事完了後速やかに提出）
 - ① 街路灯設置工事実績報告書
 - ② 位置図（街路灯設置箇所を示したもの）
 - ③ 領収書の写し（設置工事を行なった業者の領収書）

5 街路灯維持費（電気料）の補助

市では、こうして設置された街路灯の電気料の7／10以内について、例年2月中旬に申請を受け付け、3月中に補助金を交付しています。

6 補助の取消など

補助決定の通知を受けても

- ① 補助を受ける上で虚偽があった場合
- ② その他補助された費用を他の費用に充てたり流用するなど不適當な事実があった場合には、補助の決定を取消または、補助交付金の全部または一部について返還を求めることがあります。

※ この制度について不明な点がございましたら下記へお問合せください。

TEL 0126-63-0138

美唄市都市整備部都市整備課施設管理係